# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
|---|---|
| 23 | 東京都重度心身障害者手当の支給に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人情報を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事務を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組む。

| 特記事項 | この事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項の規定に基づく独自利用事務である。 |
|---|---|

## 評価実施機関名

東京都知事

## 公表日

令和8年2月5日

［令和7年5月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 東京都重度心身障害者手当の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者に対し、福祉の増進を図ることを目的とする。（東京都重度心身障害者手当条例第1条）<br>独自条例で運用する事務である。マイナンバー導入後は、番号法第9条別表の第67の項に基づき、特別障害者手当の規定に準じて情報提供者(区市町村）からの情報を入手し支給事務を行う。 |
| ③システムの名称 | ①重度心身障害者手当支給システム<br>②住民基本台帳ネットワークシステム（東京都サーバー）<br>③団体内統合利用番号連携サーバー<br>④中間サーバー<br>⑤情報提供ネットワークシステム |

## 2. 特定個人情報ファイル名

重度心身障害者手当データベース（受給者及び代行者情報）

## 3. 個人番号の利用

| | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第2項<br>番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一の第3の項 |

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第9号<br>番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一の第3の項<br>番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第3条第1号から第5号まで | |

## 5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|---|---|
| ①部署 | 東京都心身障害者福祉センター調整課 |
| ②所属長の役職名 | 調整課長 |

## 6. 他の評価実施機関

都内区市町村長

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|---|---|
| 請求先 | 東京都心身障害者福祉センター調整課<br>162－0823　東京都新宿区神楽河岸1－1<br>03－3235－2949 |

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|---|---|
| 連絡先 | 東京都心身障害者福祉センター調整課<br>162－0823　東京都新宿区神楽河岸1－1<br>03－3235－2949 |

| 9．規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1．対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　1万人以上10万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年10月31日 時点 | |

| 2．取扱者数 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 | |

| 3．重大事故 | | |
|---|---|---|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ　リスク対策

| 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| [　　基礎項目評価書　　] | | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3．特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[　　]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[ ○ ]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6．情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[　　]接続しない（入手）** | **[　　]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

## 8. 人手を介在させる作業　　[　]人手を介在させる作業はない

| | | |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、重度心身障害者手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行い記録を残すようにしている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

## 9. 監査

| | |
|---|---|
| 実施の有無 | [ 〇 ] 自己点検　[ 〇 ] 内部監査　[ 〇 ] 外部監査 |

## 10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策　[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | | |
|---|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用し、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。書類は都と区市の文書ルール(信書便)又は特定記録郵便等の追跡サービスのある郵送等により利用区市町村との授受を行い、書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する運用としている。 | |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年9月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 | 事前 | 番号法改正による |
| 令和4年10月1日 | Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつの時点の計数か | 令和3年4月22日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | しきい値確認に伴う修正 |
| 令和4年10月1日 | Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつの時点の計数か | 令和3年4月22日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | しきい値確認に伴う修正 |
| 令和7年11月1日 | Ⅳ.リスク対策　8人手を介在させる作業 | なし | 項目の追加 | 事前 | 様式変更による追加 |
| 令和7年11月1日 | Ⅳ.リスク対策　11最も優先度が高いと考えられる対策 | なし | 項目の追加 | 事前 | 様式変更による追加 |
| 令和7年11月1日 | Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称 | 重度心身障害者手当支給システム | ①重度心身障害者手当支給システム<br>②住民基本台帳ネットワークシステム（東京都サーバー）<br>③団体内統合利用番号連携サーバー<br>④中間サーバー<br>⑤情報提供ネットワークシステム | 事前 | 総務局総務部情報公開課の審査における指摘により修正 |